

（乗車装置）

第26条 自動車の乗車装置の構造に関し保安基準第20条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げる基準はこの基準に適合するものとする。
 - イ 側面にとびら、鎖、ロープ等が備えられていない自動車の助手席であって、肘かけ又は握り手を有するもの。
 - ロ 二輪自動車の後部座席であって、握り手及び足かけを有するもの。
 - ハ 消防自動車の立席であって、握り棒及び滑り止めを施した踏板（奥行30cm以上）を有するもの。
 - ニ バス型自動車の立席であって、つり革、握り棒又は握り手を有するもの。
- 二 座席の座面上における車両中心線上の鉛直面と平行な座席の中心線上において、その前端から200mmの位置にある点と天井までの長さのうち背もたれと平行なものは、運転者席及びこれと並列の座席にあつては800mm以上、その他の座席にあつては750mm以上であること。ただし、着席時にこれらの長さが850mm以上である場合又はこれらの座席が協定規則第17号の規則5.及び6.に適合する場合にあつては、この限りでない。
- 三 リンク式ドア開閉装置にあつては、構造上乗客の足をはさむ等安全な乗車を確保できないおそれのあるものでないこと。
- 2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、協定規則第129号の規則6.3.1.2.に定める基準に適合するものであればよい。
- 3 保安基準第20条第5項の告示で定めるものは、協定規則第21号の規則1.1.から1.5.までに定める装置（サンバイザを除く。）とする。
- 4 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。）に備える前項の装置の乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。以下次号において同じ。）であつて乗車定員10人未満のものにあつては、協定規則第21号の規則5.に定める基準に適合すること。ただし、第5条第1項第4号から第6号までに掲げる場合以外の場合にあつては、別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。
 - 二 身体に障害を有する者が使用する次のイからハまでのいずれかの装置を備える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のものにあつては、前号の規定に

にかかわらず、協定規則第21号の規則5.又は別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合すること。

イ 下肢に代えて上肢で操作ができる装置

ロ 上肢に代えて下肢で操作ができる装置

ハ 車両外において車いすとして使用できる座席

三 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。）であって乗車定員10人のもの並びに三輪自動車及び被牽引自動車にあつては、協定規則第21号の規則5.又は別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合すること。

5 自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）に備えるサンバイザの乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。以下次号において同じ。）であって乗車定員10人未満のものにあつては、協定規則第21号の規則5.に定める基準に適合すること。ただし、第5条第1項第4号及び同項第5号に掲げる場合以外の場合にあつては、別添87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。

二 身体に障害を有する者が使用する次のイからハまでのいずれかの装置を備える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあつては、前号の規定にかかわらず、協定規則第21号の規則5.又は別添87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合すること。

イ 下肢に代えて上肢で操作ができる装置

ロ 上肢に代えて下肢で操作ができる装置

ハ 車両外において車いすとして使用できる座席

三 前2号に掲げる自動車以外の自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。）にあつては、別添87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合すること。